

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況について（報告）

基本情報

病原体

- ・ フィロウィルス科オルソエボラウイルス属のウイルス（ザイール、スーダン、タイフォレスト、ブンディブギョ、レストン、ボンバリエボラウイルスの6種がある。）
- ・ オオコウモリが自然宿主と考えられている。

感染経路

- ・ 感染した人や動物の血液や体液等に直接接触した際に粘膜等から感染する。
- ・ 感染した動物の死体や生肉との接触、またその生肉を食することでも感染する。
- ・ 空気感染はしない。

症状

- ・ 潜伏期間は2～21日
- ・ 初期症状は発熱、倦怠感、食欲低下、頭痛など。その後嘔吐、下痢、腹痛などの消化器症状がみられる。さらには出血傾向、意識障害などの重篤な症状を示し死亡することがある。
- ・ 致死率はウイルスによって異なるが、過去のアウトブレイクにおける致死率は25～90%と報告されている。（2007年および2012年にウガンダおよびコンゴ民主共和国で報告された過去2回のブンディブギョウイルス感染症流行における致死率は、おおよそ30%から50%の範囲であった。）
- ・ 後遺症として関節痛、視力障害、聴力障害がみられることがある。



予防・治療

予防

- ・ 患者や動物の血液、体液、遺体に素手で触れない。
- ・ 生肉の摂食を避ける。
- ・ ザイールエボラウイルスに対しては2種類のワクチンが、WHOより使用が推奨されている。

治療

- ・ 対症療法
- ・ ザイールエボラウイルスに対しては2種類のモノクローナル抗体が米国で承認されている。

発生状況

- ・ 1976年以降、アフリカで散発的に発生。直近では2025年9月4日にコンゴ民主共和国においてアウトブレイクが宣言され、同年12月1日に終息した（合計64例、うち死亡が45例）。
- ・ エボラ出血熱による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」は、2026年5月のコンゴ民主共和国及びウガンダの事案で3回目※。

※ 1回目：2014-2016年西アフリカ（合計28,616例、うち死亡11,130例） 2回目：2018-2020年コンゴ民主共和国（合計3,470例、うち死亡2,287例）

コンゴ民主共和国及びウガンダにおけるエボラ出血熱の発生状況について

2026年6月9日09:00時点

概要

- 2026年5月15日、コンゴ民主共和国保健省は、同国におけるブンディブギョウイルスによる**エボラ出血熱**の発生を受け、同国における17回目のエボラ出血熱の流行を宣言。5月17日、WHOは本事案について「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC：フェイク）」と判断したことを公表した。
- WHOによれば、6月6日時点で、コンゴ民主共和国イツリ州、北キブ州及び南キブ州において、確定例が515例（うち死亡91例）報告されている。※情報源により数値等は異なる場合がある
- ウガンダでは、6月6日時点で、確定例が19例（うち死亡2例）報告されている。
- WHOは、6月8日時点で、本流行に関するリスクを、コンゴ民主共和国内で「非常に高い」、ウガンダで「高い」、世界レベルでは「低い」と評価している。
- WHOによる暫定勧告（5月22日時点）では、感染が確認された国からの航空便の停止や、当該国からの渡航者・輸送手段の入国拒否は推奨されていない。
- 6月9日時点で、邦人が感染したとの報告はない。

※米国は、5月18日、過去21日間にコンゴ民主共和国、ウガンダ、南スーダンに滞在していた外国人の入国を30日間停止。

カナダは、5月28日、同3国の居住者の入国を90日間停止。

バーレーン及びヨルダンについても入国制限を実施。

ウガンダは、5月27日、コンゴ民主共和国の国境の一時閉鎖を決定

ルワンダは、5月22日、コンゴ民主共和国に過去30日間滞在した者の入国禁止等を実施

対応

- 5月17日、検疫所におけるポスターを作成して注意喚起するとともに、コンゴ民主共和国又はウガンダの感染発生地域に滞在歴がある入国者等についても健康監視対象となり、検疫所への健康状態の報告を行うよう事務連絡を发出。
- 5月17日（現地時間）、外務省より、コンゴ民主共和国及びウガンダに対し、エボラ出血熱に関する感染症危険情報レベル1（十分注意してください）を发出。
- 5月18日、本件に関するプレスリリースを发出。また、JIHSからエボラ出血熱の日本での流行の可能性についてリスク評価を公表。
- 5月18日、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議（第1回）を開催。
- 5月21日、自治体に対し、検疫所との連携や患者搬送の手続き等についての確認と、エボラ出血熱に対する体制整備状況の報告を求める通知を发出するとともに、検疫所に対し、健康監視対象になる感染発生地域に北キブ州を追加する事務連絡を发出（23日に南キブ州、6月1日にワキソ県を追加）。5月22日に自治体及び検疫所向けの説明会を開催。
- 6月3日、検疫所に対し、停留措置の対象者を拡大する事務連絡を发出（エボラ出血熱患者やコウモリ等の接触歴がある者を追加）

※現時点の感染流行地域：コンゴ民主共和国（イツリ州、北キブ州、南キブ州）、ウガンダ（カンパラ市、ワキソ県）³

